

令和7年度 魚津市地域包括支援センター運営協議会

日時：令和8年2月4日（水） 午後7時～

場所：魚津市役所 4階 第1委員会室

《 次 第 》

1 開 会

民生部長挨拶

2 議 題

- (1) 令和6年度事業報告及び令和7年度の取組について 資料 1
- (2) 令和6年度収支決算及び令和7年度収支予算について 資料 2
- (3) 魚津市地域包括支援センターの運営評価について 資料 3
介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金 評価指標
- (4) 令和8年度 事業計画（案）等について
 - ①地域包括支援センターにおける職員配置について 資料 ア
 - ②介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントについて 資料 イ
 - ③魚津市地域包括支援センター事業計画（案）について 資料 ウ
（新規・拡充のみ）

3 その他

- (1) 魚津市高齢者保健福祉計画・第10期魚津市介護保険事業計画 参考資料
(2027～2029年度) 策定について

魚津市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

令和6年度～令和8年度
令和7年2月25日～令和9年3月31日

【委員】

(敬称略)

	氏名	所属	備考
1	久保 雅寛	富山労災病院	医療関係者
2	羽田 陸朗	魚津市医師会	医療関係者
3	河村 瑞穂	富山県新川厚生センター魚津支所	保健関係者
4	柿本 尚子	社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会	福祉関係者
5	高田 順一	富山県社会福祉士会（ばあとなあ）	権利擁護関係者
6	新 田中 幸子	魚津市居宅介護支援事業者部会	事業関係者
7	浦田 孝子	魚津市民生委員児童委員協議会	被保険者代表
8	石崎 夏子	社会福祉法人 新川老人福祉会	事業関係者
9	大垣 涉	医療法人社団 ホスピィー	事業関係者
10	澤村 真	にいかわ認知症疾患医療センター	医療関係者

【事務局】

窪田 昌之	民生部長
山本 春美	民生部次長 社会福祉課長兼地域包括支援センター所長
関口 晶子	社会福祉課課長代理兼福祉係長 地域包括支援センター所長代理
海野 美保	社会福祉課 介護保険係長
窪田 麻由子	地域包括支援センター 予防係長
森山 明	地域包括支援センター 予防係
石崎 有希子	社会福祉課 高齢福祉係長 兼地域包括支援センター 管理係長
山内 奈未子	地域包括支援センター 予防係
河合 修子	社会福祉課 高齢福祉係 兼地域包括支援センター 管理係

令和6年度事業報告及び令和7年度の取組

I 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

(1) 介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援事業

要支援認定者等において、要介護状態になることの防止や状態悪化を防ぐことを目的に、ケアプランを作成しており、一部を指定居宅介護支援事業所に委託しています。

ケアマネジャー等による適切なアセスメントにより、利用者が目標の達成に取り組めるよう、介護予防・生活支援サービス事業のほか、一般介護予防事業や民間企業による生活支援を活用しています。

ケアプラン作成担当者は現在11名で、うち6名が専任、5名が他の業務を兼務しています。専任者の平均担当件数は58件です。

○年間給付管理数

		令和6年度	令和7年度
直営		5,596件	3,884件
委託	事業所数	7か所	7か所
	件数	1,315件	1,423件

(R7.12月末現在)

(2) 総合相談支援業務

高齢者の総合相談窓口として、様々な相談に応じています。高齢者が必要なサービスや社会資源を適切に選択し利用できるよう、民生委員児童委員や社会福祉協議会、ケアマネジャー、医療機関や新川厚生センター魚津支所などの関係機関と連携しながら支援しています。

○相談内容

延べ件数

	令和6年度	令和7年度
総合相談	337件	119件
介護保険関係	306件	228件
権利擁護・成年後見制度関係	29件	22件
虐待関係	41件	23件
認知症関係	110件	67件

(R7.12月末現在)

■富山県弁護士会との連携事業

富山県弁護士会の協力を得て、高齢者向け無料法律相談会の開催、地域ケア会議等への弁護士の参加、個別事案への相談対応などを行い、法律的な観点からの支援体制を構築しています。

○高齢者向け無料法律相談会（開催日：奇数月の第4木曜日）

	令和6年度	令和7年度
相談件数	4件	9件
相談内容	遺言・相続 4件	消費者被害 1件 遺言・相続 3件 財産管理 1件 家族問題 1件 その他 3件

(R7.12月末現在)

(3) 権利擁護業務

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく中核機関として、魚津市社会福祉協議会と共同運営を行っています。

当センターが中心となり、成年後見・権利擁護推進協議会による関係機関との連携強化や、相談窓口や制度についての周知に努め、成年後見制度の利用促進を図っています。

(ア) 制度利用者への支援

成年後見制度の利用が必要でありながら、申立を行う親族等がない場合に、市長が申立を行っています。

また、資力が十分でない人に対しては、申立費用や成年後見人等の報酬に対する助成を行っています。

福祉サービスの利用手続きや、日常的な金銭管理に不安のある高齢者に対しては、魚津市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業^{※1}の利用を検討するなど、高齢者個人の能力に応じた支援策を講じています。

※1 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、地域で安心した生活を送ることができるよう支援する事業。

事業主体は魚津市社会福祉協議会。

○成年後見人制度利用者数ほか

	令和6年度	令和7年度
成年後見制度利用者数	87人	81人
市長申立件数	11件	9件

(R7.12月末現在)

(イ) 高齢者虐待相談窓口の周知

民生委員児童委員・福祉推進員^{※2}・新川厚生センター魚津支所・警察などの関係機関と連携し、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待の事実確認をした場合の早期対応に努めています。

※2 福祉推進員

民生委員児童委員や地区社会福祉協議会と連携しながら、各町内のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦、障害者の方などに対し見守り活動をはじめとする福祉活動を行うボランティア。魚津市社会福祉協議会会長から委嘱される。50世帯に一人を目安に配置されている。

(ウ) 養護者による高齢者虐待への対応強化

虐待の事実を確認した場合は、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組んでいます。

○高齢者虐待への対応件数

	令和6年度	令和7年度
対応件数	18件	8件
うち警察からの通報件数	9件	4件

(R7.12月末現在)

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャーの資質向上、地域における連携・協働の体制づくり等を目的として、多職種や地域の多様な関係者が協働する「地域ケア会議」を実施しています。

目的と機能ごとに地域ケア会議を開催しています。

(ア) 自立支援型地域ケア会議

生活課題のある要支援・要介護認定者の事例について、様々な職種で対象者の望む暮らしを自立に向けた視点で検討することで、社会資源を把握・活用するとともに、ケアマネジャーのケアマネジメント力の向上を目指しています。

また、助言者のうち、リハビリテーション専門職については、地域包括ケアサポートセンター（富山労災病院内）に依頼し、同センターや協力機関の協力を得ています。

○自立支援型地域ケア会議の開催状況

	令和6年度	令和7年度
開催回数	8回	6回
事例数	事例検討 15件 事例検討後の経過報告 2件	事例検討 5回（10件） 事例振り返り 1回
助言者	理学療法士、作業療法士、管理栄養士、薬剤師、生活支援コーディネーター、主任介護支援専門員等	

(R7.12月末現在)

(イ) 地域ケア推進会議（全体会）

保健・医療・福祉や地縁組織等の関係者が集い、地域全体の課題や社会資源について話し合うことで、市全域の課題解決や政策形成につなぐ場としています。

○地域ケア推進会議の開催状況

	参加者数	テーマ及び参加者
令和7年度	51人	「本人の希望に添った退院支援を行うために～多職種との連携～」 「事例報告及びグループワーク」等 看護師、MSW、ケアマネジャー、保健師、社会福祉士等

(ウ) 地域ケア会議（支援困難事例）

多問題・複合化した課題を抱えた高齢者等に対して、地域ケア会議として一堂に介さないまでも、多機関と連携しながら関わっています。

対応件数：2事例 2回

(エ) その他

○介護支援専門員に対する支援（随時）

介護支援専門員が抱える日頃の悩みや処遇困難事例の相談に応じ、必要に応じて関係機関との調整やセンター職員等による同行訪問を行っています。

○各種研修会

職員の資質向上や関係機関とのネットワークの推進を図るために、県や各種団体が実施する研修会に積極的に参加しています。また、虐待対応や成年後見制度の勉強会、ケアプランの振り返りを定期的に行い、職員のケアマネジメント力の向上や関係者間の連携強化に努めています。

(5) 複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制整備

複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間にある地域課題に対応するため、重層的支援体制整備事業の取組を進めています。

支援対象者本人・世帯を中心とした視点で、属性や世代を問わない相談支援（包括的相談支援事業等）を行います。

また、医療、介護、様々な生活支援等サービス提供主体や生活支援コーディネーター等と連携強化を図り、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所づくりのため、地域づくり事業や参加支援事業を展開していきます。

○相談支援

(R7.12月末現在)

	令和7年度
多機関協働事業における相談受付件数 (うちプラン作成件数)	21件 (3件)
アウトリーチ等継続的支援事業における 相談受付件数(うちプラン作成件数)	3件 (2件)
参加支援事業における相談受付件数	2件
支援会議 ^{※3}	7回
重層的支援会議 ^{※4}	3回

※3 支援会議

本人の同意が得られない場合にも、社会福祉法第106条の6に基づき守秘義務を設けることで、関係機関と情報共有し支援の検討等を行うもの。

※4 重層的支援会議

会議内で情報を取り扱うことについて本人の同意を得た上で、関係機関の連携・調整や支援プランの適切さ、社会資源の把握・創出について検討するもの。

II 包括的支援事業（社会保障充実分）

（I）在宅医療・介護連携推進事業

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の関係機関の連携を推進しています。事業の一部を新川地域在宅医療支援センター（魚津市医師会）に委託し、取組の充実を図っています。

また、多職種を対象とした研修会や情報共有の場で、関係者と顔の見える関係づくりを推進しています。さらに、情報共有ツールを活用するなど、効果的な療養支援を進めていきます。

ア 現状分析・課題抽出・施策立案

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

令和7年5月～10月に市内居宅介護支援事業所（6か所）や訪問看護ステーション（3か所）に聞き取りを行いました。また、各種データの収集を行い、市内の状況把握に努めました。

【多く聞かれた意見】

- ・かかりつけ医や労災病院、黒部市民病院との連携は概ねスムーズだが、市外の医療機関は課題がある（特に新規の方）。
- ・労災病院のケアマネ相談窓口は助かっている。
- ・もっと早く訪問看護につないでもらえたらという方もいた。
- ・ケアマネジャーのなり手が減っている。

（イ）在宅医療介護連携の課題の抽出と対応策の検討

本市の在宅医療・介護についての現状把握と課題の共通認識を図ることを目的に、「魚津市在宅医療介護連携懇談会」を開催予定です。

	出席者数	出席者内訳
令和7年度 （2/25 開催予定）	-	魚津市医師会、魚津市歯科医師会、富山労災病院、認知症疾患医療センター、介護サービス事業者（施設部会、居宅介護支援事業者部会、在宅部会）、魚津市薬剤師会、訪問看護ステーション、厚生センター、市関係者

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進

介護支援専門員及び介護サービス事業者間の情報連携を効率化するため、令和7年6月から「魚津市地域介護ネットワーク/FiNE-LINKPLUS」を導入しました。

イ 対応策の実施

（ア）在宅医療・介護連携に関する相談支援

電話や来所等で相談に応じ、必要な関係機関等につないでいます。

(イ) 地域住民への普及啓発

○市民公開講座

新川地域在宅医療センターへの委託事業として、企画運営を行いました。

広く住民に周知するため、開催後、ケーブルテレビにて収録内容を放送しました。

	出席者数	テーマと講師
令和7年度	90人	「健康は“健口”から～口腔機能と栄養の改善で寝たきり予防～」 医師、歯科医師、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士

○市広報やCATV

市広報11月号「人生会議してみませんか」

CATV「新しい認知症観」と「人生会議」（10月と11月に2週間ずつ放映）

(ウ) 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識習得のための研修等

○研修等

令和7年度 開催内容	参加者数	テーマ等
がん患者の在宅療養支援事例検討会	54人	事例紹介、意見交換
ケアマネジャー及び訪問看護師等への講座	51人	講義「血液透析を受けている患者を地域で支えていくために」
今日から活かせる！研修会	①35人 ②2月開催予定	①知って安心！！なるほど・ザ・認知症 ②あなたの知らない紙おむつの世界
メディカルケアネット蜷気楼勉強会		未定
入退院支援研修会	51人	グループでの意見交換会、退院前訪問や市の事業（介護予防）の情報提供
魚津市居宅介護支援事業部会研修会	28人	講義「在宅高齢者の調査の中間報告等と今後に向けて」、グループワーク

(2) 生活支援体制整備事業※1

第1層から第3層までの生活支援コーディネーター※2を配置し、地域にある社会資源（人、モノ、活動等）の把握や高齢者の多様なニーズのマッチングに取り組んでいます。令和5年度からは、第3層生活支援コーディネーターとして位置付けられた通所型サービスBにおける運営中心のボランティアが住民の身近な相談・調整役、市とのつなぎ役として活躍しています。

※1 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条）

市が中心となり、地縁組織や社会福祉法人等様々な事業主体と連携しながら、高齢者の多様な日常生活の支援体制を充実・強化し、高齢者の社会参加や活躍できる場を一体的に推進することを目的としている。

※2 生活支援コーディネーター（SC）

社会資源の発掘や活用、関係者間のネットワークづくり、ニーズと社会資源のマッチングなど、生活支援体制整備事業を推進するために配置される者。

○生活支援コーディネーターの配置状況

	人数	担当エリア	担当者
第1層	1名	市全域	魚津市社会福祉協議会（委託）
第2層	2名	日常生活圏域(中学校区単位)	
第3層	8名	経田、大町、上中島、道下	通所型サービスBの運営中心ボランティア

（R7.12月末現在）

（3）認知症総合支援事業

令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが示されました。これを踏まえ、認知症の人を含め、地域の一人ひとりが人格や個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目標に、関係機関と連携を図りながら支え合う仕組みづくりに取り組んでいます。

なお、市町村認知症施策推進計画については、魚津市高齢者保健福祉計画・第10期魚津市介護保険事業計画に包含し、策定を進めていきます。

（ア）認知症初期集中支援推進事業

認知症疾患医療センターと連携し、受診の促進等の相談や早期対応に向けた相談支援を行います。併せて複数の専門職で構成される認知症初期集中支援チーム※1により、早い段階からの相談対応を行うことで、認知症高齢者の生活支援の充実を図っています。

※1 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

○認知症初期集中支援チームの活動状況

	令和6年度	令和7年度
対応件数（実）	2件	0件
チーム員会議	1回	1回
訪問回数	1回	0回

（R7.12月末現在）

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

○家族介護者への支援

認知症疾患医療センターと連携し、定期的に認知症相談会^{※2}や認知症介護者サロン^{※3}を開催しています。

NPO法人つむぎ“つむぎ倶楽部”で行う、介護経験者を交えた情報交換会や相談会を実施し、専門職からだけでなく介護者同士の相談支援を行っています。

また、認知症の本人、家族、地域住民等を含めた社会的交流の場（認知症カフェ^{※4}）を設けています。

※2 認知症相談会

認知症状の対応や受診に関して、認知症疾患医療センターの専門相談員が相談に応じ、助言等を行う。

※3 認知症介護者サロン

認知症疾患医療センターにおいて認知症の人の介護をしている人同士で日頃の悩みや思いを語り合える場。

※4 認知症カフェ

認知症のご本人とご家族、地域住民、専門職など、誰でも参加できるカフェ。通称オレンジカフェ。

○認知症関係事業実施状況

	令和6年度	令和7年度
初期集中支援チーム対応数（実）	2件	0件
家族介護の集い参加者数	101人	78人
認知症カフェ利用者数	68人	64人
認知症相談会	8回／年	7回／年
認知症介護者サロン	6回／年	4回／年

(R7.12月末現在)

○認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員^{※5}を配置して、認知症の人を地域で支える体制を充実させるために、関係機関と連携強化や認知症ケアの向上に取り組んでいます。

※5 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

○認知症地域支援推進員の配置状況

	令和6年度	令和7年度
推進員数	5名	6名

(ウ) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

○認知症への理解を深めるための普及・啓発の促進

地域住民や民間事業者等を対象に、認知症に関する正しい知識とその対応方法の普及啓発に努めています。今年度は、市広報に加えてCATVを活用し、新しい認知症観や各種事業について普及啓発を行いました。

また、認知症の人やその家族の支援者となる認知症サポーター養成講座を実施するとともに、認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開催し、地域の見守り支援等の担い手として活躍できる取組を推進していきます。

○認知症理解促進に向けた取組状況

	令和6年度		令和7年度		サポーター 総数
	実施回数	参加数	実施回数	参加数	
認知症サポーター 養成講座	2回	84人	1回	18人	5,475人
ステップアップ講座	1回	15人	2月開催予定	2月開催予定	

(R7.12月末現在)

(4) 地域ケア会議推進事業

省略 I 包括的支援事業 (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に同じ

Ⅲ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）

要支援認定者や事業対象者（虚弱高齢者）を対象として、要介護状態の予防や悪化防止、自立支援を目的とした「介護予防・生活支援サービス事業」を実施しています。

本市では、訪問型サービス、通所型サービスの提供のほか、介護予防ケアマネジメントとして、主に総合事業を利用する要支援認定者等のケアプラン作成を担当しています。

Ⅰ 介護予防・生活支援サービス事業

（Ⅰ）訪問型サービス・通所型サービス

「通所型サービスC」では、介護保険の申請に限らず窓口や訪問で、25項目の基本チェックリストによる事業対象者認定を行うことで、改善余地のある対象者が、タイムリーにサービスを利用できるよう努めています。

○介護予防・生活支援サービス利用状況

区分		令和6年度	令和7年度
訪問型サービス	訪問相当サービス 訪問型サービスA※1	件数（件）	1,144
		事業費（千円）	19,453
通所型サービス	通所相当サービス 通所型サービスA※2	件数（件）	2,060
		事業費（千円）	47,388
	通所型サービスB※3	か所数	4
		補助金額（千円）	1,834
	通所型サービスC※4	受託事業者数	4
		件数（件）	20

（R7.12月末現在）

※1 訪問相当、訪問型サービスA（訪問型サービスAは身体介助を除く）

ホームヘルパー等が家庭を訪問し、炊事、掃除、洗濯等の日常生活の支援のほか食事、入浴、排泄の介助を行う。

※2 通所相当、通所型サービスA

デイサービスセンターに通い、食事、入浴、日常動作訓練、レクリエーション等のサービスを受ける。

※3 通所型サービスB

地域住民が主体となり、体操、制作、レクリエーション、食事、送迎等のサービスを提供する通いの場。

※4 通所型サービスC

リハビリテーション専門職が、3～6か月間の通所や訪問（週1回程度）を通じて、高齢者の低下した活動量や生活機能を向上させ、自立支援を促す事業。

2. 一般介護予防事業

健康センターが主となり、介護予防や疾病の重症化予防等に関する事業を展開しています。

「地域リハビリテーション活動支援事業」については、地域包括支援センターにおいても、リハビリテーション専門職等による個別・集団支援を展開しています。

(1) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職による地域ケア会議や通所型サービスBでの支援のほか、ケアマネジャー等と高齢者宅を同行訪問し、ケアマネジメント支援を行う事業を行っています。

○地域リハビリテーション活動支援事業利用状況

区分		令和6年度	令和7年度
委託事業所数		5カ所	5カ所
同行訪問支援	利用者数	延12人	延12人
通いの場支援	開催回数	0回	0回
地域ケア会議	リハ職の出席者数	延16人	延10人

(R7.12月末現在)

IV 精神保健福祉事業

(1) 地域自殺対策事業

本市において、「いのち支える魚津市自殺対策行動計画（第2期）」（計画期間令和6年度から令和10年度）を策定し、重点施策に新たに「勤務者の自殺対策の推進」を加え、さまざまな困難を抱える勤務者への支援のための具体的な取組や事業を掲げています。今後よりいっそう相談体制の整備や関係機関との連携を図りながら、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、つまり「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、引き続き自殺対策を総合的に推進していきます。

(ア) いのち支える自殺対策ネットワーク会議：1回開催予定（書面開催）

(イ) ゲートキーパー養成講座：1回開催

(ウ) 専用ダイヤル「うおづこころの相談窓口」での相談対応：

実9人 延9件（電話8件、メール0件、LINE1件、面談0件）

(エ) 関係機関と連携した広報活動

○図書館で自殺予防の啓発コーナーを設置、市広報での啓発

○自殺予防の啓発グッズの作成及び関係機関へ配布

(2) 精神保健福祉等に関する相談とその対応

精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者を対象として精神保健福祉に関する相談対応を行います。また関係機関と連携しながら精神保健福祉推進に関する活動に取り組みます。

令和 6 年度 魚津市地域包括支援センター（地域支援事業・居宅介護支援事業）会計決算

【収入】

(単位：円)

款・項	目	当初予算 (A)	決算 (B)	比較増減 (B-A)
保険料	第 1 号被保険者保険料	42,282,000	40,854,762	△ 1,427,238
国庫支出金・国庫補助金	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合支援事業）	32,209,000	26,728,605	△ 5,480,395
	地域支援事業交付金（総合事業以外）	36,936,000	28,331,458	△ 8,604,542
	計	69,145,000	55,060,063	△ 14,084,937
	保険者機能強化推進交付金	3,138,000	3,138,000	0
	介護保険保険者努力支援交付金	6,284,000	6,284,000	0
支払基金交付金		34,786,000	29,021,768	△ 5,764,232
県支出金・県補助金	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合支援事業）	16,104,000	13,436,003	△ 2,667,997
	地域支援事業交付金（総合事業以外）	18,468,000	14,165,729	△ 4,302,271
	計	34,572,000	27,601,732	△ 6,970,268
繰入金	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合支援事業）	16,104,000	13,452,000	△ 2,652,000
	地域支援事業交付金（総合事業以外）	18,468,000	16,193,000	△ 2,275,000
	計	34,572,000	29,645,000	△ 4,927,000
諸収入・雑入	雑入	137,000	120,258	△ 16,742
予防給付費収入	介護予防サービス計画費収入	21,024,000	25,247,780	4,223,780
介護サービス事業特別会計繰越金	繰越金	1,000	14,342,585	14,341,585
収入合計		245,941,000	231,315,948	△ 14,625,052

【支出】

(単位：円)

款・項	目	当初予算 (A)	決算 (B)	不用額 (A-B)
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス	25,000,000	19,452,626	5,547,374
	通所型サービス	61,859,000	51,738,369	10,120,631
	介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）	1,410,000	1,341,080	68,920
	高額介護予防サービス費相当事業等	278,000	214,669	63,331
	一般介護予防事業	40,124,000	34,641,284	5,482,716
	計	128,671,000	107,388,028	21,282,972
包括的支援事業・任意事業	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	59,020,000	53,883,759	5,136,241
	家族介護支援事業	725,000	500,059	224,941
	その他事業	4,023,000	2,364,864	1,658,136
	計	63,768,000	56,748,682	7,019,318
包括的支援事業（社会保障充実分）	在宅医療・介護連携推進事業	9,509,000	8,739,410	769,590
	生活支援体制整備事業費	7,592,000	7,001,000	591,000
	認知症初期集中支援推進事業	14,202,000	11,258,446	2,943,554
	認知症地域支援・ケア向上事業	549,000	252,000	297,000
	地域ケア会議推進事業	331,000	115,478	215,522
	計	32,183,000	27,366,334	4,816,666
審査支払手数料	役務費	294,000	220,780	73,220
居宅介護支援事業費	指定介護予防事業所事業	21,025,000	15,250,859	5,774,141
支出合計		245,941,000	206,974,683	38,966,317

令和7年度 魚津市地域包括支援センター（地域支援事業・居宅介護支援事業）会計予算

【収入】

(単位：千円)

款・項	目	令和6年度 当初予算 (A)	令和7年度 当初予算 (B)	比較増減 (B-A)
保険料	第1号被保険者保険料	42,282	38,667	△ 3,615
国庫支出金・国庫補助金	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合支援事業）	32,209	30,613	△ 1,596
	地域支援事業交付金（総合事業以外）	36,936	34,688	△ 2,248
	計	69,145	65,301	△ 3,844
	保険者機能強化推進交付金	3,138	3,138	0
	介護保険保険者努力支援交付金	6,284	7,084	800
支払基金交付金		34,786	33,063	△ 1,723
県支出金・県補助金	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合支援事業）	16,104	15,306	△ 798
	地域支援事業交付金（総合事業以外）	18,468	17,345	△ 1,123
	計	34,572	32,651	△ 1,921
繰入金・一般財源	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合支援事業）	16,104	15,308	△ 796
	地域支援事業交付金（総合事業以外）	18,468	17,347	△ 1,121
	計	34,572	32,655	△ 1,917
諸収入・雑入	雑入	137	139	2
予防給付費収入	介護予防サービス計画費収入	21,024	24,398	3,374
介護サービス事業特別会計繰越金	繰越金	1	1	0
収入合計		245,941	237,097	△ 8,844

【支出】

(単位：千円)

款・項	目	令和6年度 当初予算 (A)	令和7年度 当初予算 (B)	比較増減 (B-A)
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス	25,000	22,560	△ 2,440
	通所型サービス	61,859	60,499	△ 1,360
	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	1,410	2,110	700
	高額介護予防サービス費相当事業等	278	360	82
	一般介護予防事業	40,124	36,790	△ 3,334
	計	128,671	122,319	△ 6,352
包括的支援事業・任意事業	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	59,020	51,447	△ 7,573
	家族介護支援事業	725	738	13
	その他事業	4,023	3,812	△ 211
	計	63,768	55,997	△ 7,771
包括的支援事業（社会保障充実分）	在宅医療・介護連携推進事業	9,509	12,097	2,588
	生活支援体制整備事業費	7,592	8,376	784
	認知症初期集中支援推進事業	14,202	12,871	△ 1,331
	認知症地域支援・ケア向上事業	549	448	△ 101
	地域ケア会議推進事業	331	327	△ 4
	計	32,183	34,119	1,936
審査手数料	役務費	294	263	△ 31
居宅介護支援事業費	指定介護予防事業所事業	21,025	24,399	3,374
支出合計		245,941	237,097	△ 8,844

目標Ⅰ 介護予防/日常生活支援を推進する(配点100点)

50点

(i)体制・取組指標群(配点52点)

指 標		時点	回答欄	昨年度結果	得点				
1	サービス・活動事業及び一般介護予防事業の実施に当たって、データを活用して課題の把握を行っているか。 ※ウに該当する場合はア又はイのいずれかに、エに該当する場合はウに該当していることが望ましい	ア 介護予防のケアプランや要介護認定の調査票等を確認している	2025年度実施(予定を含む)の状況を評価	○	○	1点			
		イ KDBや見える化システム等既存のデータベースやシステムを活用している				1点			
		ウ 毎年度、ア又はイのデータを活用して課題の分析・共有を行っている				2点			
		エ データに基づく課題分析等の結果を施策の改善・見直し等に活用している				2点			
2	通いの場やボランティア活動その他の介護予防に資する取組の推進を図るため、アウトリーチ等の取組を実施しているか。 ※ア→イ→ウ→エの順で該当していることが望ましい	ア 通いの場への参加促進を図るための課題を把握・分析している	2025年度実施(予定を含む)の状況を評価	○	○	1点			
		イ 通いの場に参加していない者の健康状態や生活状況、医療や介護サービスの利用状況等を定量的に把握し、データとして整理・分析している				2点			
		ウ ア及びイを踏まえ、通いの場を含む介護予防に資する取組に対して、次のような具体的なアプローチを行っている				① 通いの場に参加していない者の居宅等へのアウトリーチに関する取組	○	○	1点
						② 医療機関等が通いの場等への参加を促す仕組みの構築	○	○	1点
						③ 介護予防に資する取組やボランティアへの参加に対するポイント付与の実施	○	○	1点
						④ ③のポイント事業参加者の健康状態等のデータベース化	×	×	0点
エ 毎年度、ウの取組の成果を分析し、取組の改善・見直し等を行っている	○	○	2点						
3	介護予防等と保健事業を一体的に実施しているか。 ※イに該当する場合はアに、エに該当する場合はアからウまでのいずれかに該当していることが望ましい	ア 通いの場における健康チェックや栄養指導・口腔ケア等を実施している	2025年度実施(予定を含む)の状況を評価	○	○	1点			
		イ 通いの場での健康チェック等の結果を踏まえて医療機関等による早期介入(個別支援)につなげる仕組みを構築している				2点			
		ウ 現役世代の生活習慣病対策と、介護予防とが連携した取組を実施している				2点			
		エ 毎年度、一体的実施の成果を分析し、取組の改善・見直し等を行っている				2点			
4	通いの場の参加者の健康状態等の把握・分析により、サービス・活動事業及び一般介護予防事業の内容等の検討を行っているか。 ※ア→イ→オの順で該当していることが望ましい	ア 通いの場の参加者の健康状態等を継続的・定量的に把握する体制が整っている	2025年度実施(予定を含む)の状況を評価	○	○	1点			
		イ 毎年度、経年的な評価や分析等を行っている				2点			
		ウ 行政以外の外部の関係者の意見を取り入れている				1点			
		エ 通いの場の参加者の意見を取り入れている				1点			
		オ 分析結果等をサービス内容の充実等に活用している				2点			
5	地域におけるリハビリテーションの推進に向けた具体的な取組を行っているか。 ※ウに該当する場合はイに該当していることが望ましい	ア 国が示すリハビリテーションサービス提供体制に関する指標を現状把握や施策の検討に活用し、リハビリテーションに関する目標を市町村介護保険事業計画に設定している	2025年度実施(予定を含む)の状況を評価	○	○	1点			
		イ 郡市区医師会等の関係団体と連携して協議の場を設置し、介護予防の場や介護事業所にリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設けている				2点			

		ウ リハビリテーション専門職を含む医療専門職を介護予防の場や地域ケア会議等に安定的に派遣するための具体的な内容を議論するなど、イの協議の場を活用している		○	○	2点
		エ 毎年度、取組内容の成果を分析し、改善・見直し等を行い、公表している		○	○	2点

6	生活支援コーディネーターの活動等により、地域のニーズを踏まえた介護予防・生活支援の体制が確保されているか。 ※ア→イ・ウ→エ→オ・カの順で該当していることが望ましい	ア 地域における生活支援・介護予防サービスの提供状況、地域資源、利用者数の推移、心身及び生活状況の傾向、高齢者の地域の担い手としての参画状況等を把握し、データとして整理している	2025年度実施 (予定を含む) の状況を評価	○	○	1点
		イ アで整理したデータを、地域住民や関係団体等に提供・説明している		○	○	1点
		ウ アで整理したデータを踏まえ、生活支援コーディネーターとともに、協議体を活用しながら、地域の課題を分析・評価している		×	×	0点
		エ ウの分析・評価を踏まえ、市町村として、生活支援・介護予防サービスの推進方を策定し、関係者に周知している		○	○	2点
		オ エの推進方を策定する際に、庁内の高齢者施策以外の部門と連携し、様々な分野の多様な主体と連携することを含めて検討を行っている		○	△	2点
		カ エで策定した市町村としての推進方を定期的に見直し、関係者に周知する仕組みがある		○	○	2点

7	多様なサービス・活動の活用の推進に向け、実施状況の調査・分析・評価を行っているか。 ※ア・イ→ウ→エ→オ→カの順で該当していることが望ましい	ア 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動の実施状況、地域資源、利用者数の推移、心身及び生活状況の傾向のほか、現状では対応が困難な地域の困り事等を把握し、データとして整理している	2025年度実施 (予定を含む) の状況を評価	○	○	1点
		イ 介護予防・日常生活支援総合事業の利用者等の意見を取り入れる仕組みを整えている		○	○	1点
		ウ アで整理したデータ又はイの意見を踏まえ、多様なサービス・活動の推進に向け、地域の課題を分析・評価・共有している		○	○	1点
		エ ウの分析・評価を踏まえ、多様なサービス・活動の推進に向け、市町村としての推進方を策定し、関係者に周知している		○	○	1点
		オ エの推進方の策定にあたり、多様なサービス・活動の対象者モデルの提示や、第一号介護予防支援事業における目標指向型のケアマネジメントの取組を評価する仕組みを整えている		○	○	1点
		カ ア～オのプロセスを踏まえ、エで策定した市町村としての推進方を定期的に見直し等を行う仕組みがある		○	○	2点

目標Ⅱ 認知症総合支援を推進する(配点100点)

39点

(i)体制・取組指標群(配点64点)

指 標		時点	回答欄	昨年度結果	得点
1	認知症サポーター等を活用した地域支援体制の構築及び社会参加支援を行っているか。	2025年度実施 (予定を含む) の状況を評価	○	○	4点
	ア 認知症の人の声を聞く機会(本人ミーティング、活動場所への訪問など)を設けている		○	○	4点
	イ 成年後見制度利用支援事業に関し、対象を市町村長申立や生活保護受給者に限定しない要綱等を整備している		○	○	4点
	ウ 認知症サポーター等による支援チーム等の活動グループ(チームオレンジなど)を設置している		○	○	4点
	エ 認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につながるよう、ウによる活動グループを含む地域の担い手とのマッチングを行っている		○	○	4点
	オ 認知症の人が希望に応じて農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動やマルシェの開催等に参画できるよう、支援している		○	○	4点
カ 認知症の人及び家族等の意見を踏まえた市町村認知症施策推進計画の策定に着手している	×	△	0点		
認知症のある人に対して、専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げるための体制を構築している	ア 認知症に関わる医療機関や認知症初期集中支援チームの周知を行っている	2025年度実施 (予定を含む) の状況を評価	○	○	4点

2	か。 ※エに該当する場合はアからウまでのいずれかに該当していることが望ましい	イ 認知症に関わる医療機関と連携した取組を行っている		○	○	5点
		ウ 情報連携ツール等を活用して、関係者間で連携ルールを策定している		○	○	5点
		エ アからウまでを踏まえ、医療・介護専門職による早期対応や早期診断に繋げる体制づくりを構築した上で、運用している		○	○	5点
3	難聴高齢者の早期発見・早期介入に係る取組を行っているか。 ※ア→イ→ウ→エの順で該当していることが望ましい	ア 普及啓発の取組を行っているか	2025年度実施 (予定を含む) の状況を評価	×	×	0点
		イ 早期発見の取組を行っているか		×	×	0点
		ウ 受診状況の把握と未受診者への再度の受診勧奨を行っているか		×	×	0点
		エ 受診勧奨者のうち50%以上の者が受診しているか		×	×	0点

目標Ⅲ 在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する(配点100点)

68点

(i)体制・取組指標群(配点68点)

指 標		時点	回答欄	昨年度結果	得点		
1	地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータ等に基づき、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。 ※エに該当する場合、ア及びウに該当していることが望ましい	ア 今後のニーズを踏まえ、①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取りの4つの場面ごとに、在宅医療と介護の提供体制の目指すべき姿を設定している	2025年度実施 (予定を含む) の状況を評価	○	○	5点	
		イ 在宅医療と介護の提供体制の目指すべき姿を介護保険事業計画に記載している		○	○	6点	
		ウ 地域の人口推計を踏まえた今後のニーズや医療・介護資源、社会資源や利用者の情報、住民の意向等を定量的な情報も含めて把握している		○	○	5点	
		エ アとウの差の確認等により抽出された課題を踏まえ、地域の特性を踏まえた目標の設定、具体的な対応策を立案している		○	○	5点	
		オ 評価指標等に基づき事業の検証や必要に応じた見直しを行う仕組みを設けている		○	○	5点	
2	在宅医療と介護の連携の強化・推進に向け、相談支援、研修会の開催といった具体的取組を行っているか。 ※ア→イ→ウ→エの順で該当していることが望ましい。	ア 在宅医療と介護の連携の強化・推進に向け、医療・介護関係者のニーズを把握している	2025年度実施 (予定を含む) の状況を評価	○	○	5点	
		イ 医療・介護関係者のニーズを踏まえ、次のような取組を実施している		① 医療・介護関係者に対する相談窓口の設置	○	○	2点
				② 定期的な相談内容等の取りまとめ、その結果の医療・介護関係者間での共有	○	○	2点
				③ 多職種を対象とした参加型の研修会の実施	○	○	2点
		ウ 取組の実施状況を踏まえ、課題分析等を行っている		○	○	5点	
エ 毎年度、課題分析や医療・介護関係者の双方の意見等を踏まえ、必要に応じて取組の改善・見直し等を行っている	○	○	5点				
3	患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が実施できるよう、具体的な取組を行っているか。 ※ア→イ→ウ→エの順で該当していることが望ましい。	ア 医療・介護関係者の情報共有の実施状況を把握している	2025年度実施 (予定を含む) の状況を評価	○	○	5点	
		イ 実施状況等を踏まえ、在宅での看取りや入退院時等に活用できるような医療・介護関係者の情報共有ツールの作成等情報共有円滑化のための取組を実施している		○	○	6点	
		ウ 取組の実施状況を踏まえ、課題分析等を行っている		○	○	5点	
		エ 毎年度、課題分析や医療・介護関係者の双方の意見等を踏まえ、必要に応じて情報共有ツール等の改善・見直し等を行っている		○	○	5点	

令和8年度保険者機能強化推進交付金評価指標

目標Ⅰ 持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする(配点100点)

64点

(ⅰ)体制・取組指標群(配点64点)

指 標		時点	回答欄	昨年度結果	得点			
1	地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。 ※ウに該当する場合はイに、エに該当する場合は、ア又はイのいずれかに該当していることが望ましい	2025年度実施(予定を含む)の状況を評価	○	○	4点			
	ア 「地域包括ケア「見える化」システム」を活用し、サービス資源や給付費等の現状把握・分析等を行っている		○	○	4点			
	イ 日常生活圏域別の特徴を把握・整理している		○	○	4点			
	ウ 地域の介護保険事業の特徴を踏まえ、相談窓口やサービスの種類・内容、利用手続などについて、住民に周知を行っている		○	○	4点			
	エ 地域の介護保険事業の特徴を公表している		○	○	4点			
2	介護保険事業計画の進捗状況(介護サービス見込量の計画値と実績値の乖離状況)を分析しているか。 ※ア→イ→ウ→エの順で該当していることが望ましい	2025年度実施(予定を含む)の状況を評価	○	○	4点			
	ア 毎年度、計画値と実績値の乖離状況について、モニタリングを行っている		○	○	4点			
	イ モニタリングの結果を外部の関係者と共有し、乖離の要因やその対応策について、外部の関係者を含む議論の場で検証を行っている		○	○	4点			
	ウ モニタリングの結果やイの検証を踏まえ、サービス提供体制について必要な見直しを行っている		○	○	4点			
	エ モニタリングの結果を公表している		○	○	4点			
3	自立支援、重度化防止等に関する施策について、実施状況を把握し、必要な改善を行っているか。 ※ア→イ→ウ→エの順で該当していることが望ましい	ア 毎年度、次の施策分野ごとに事業の実施状況を定量的に把握し、データとして整理・分析している	① サービス・活動事業	2025年度実施(予定を含む)の状況を評価	○	○	1点	
			② 一般介護予防事業		○	○	1点	
			③ 認知症総合支援		○	○	1点	
			④ 在宅医療・介護連携		○	○	1点	
	イ 次の施策分野ごとに事業の効果を検証するための評価指標を定めている	① サービス・活動事業	○		○	1点		
		② 一般介護予防事業	○		○	1点		
		③ 認知症総合支援	○		○	1点		
		④ 在宅医療・介護連携	○		○	1点		
	ウ イの指標に対する実績等を踏まえ、毎年度、次の施策分野ごとに課題の分析、改善・見直し等を行っている	① サービス・活動事業	○		○	1点		
		② 一般介護予防事業	○		○	1点		
		③ 認知症総合支援	○		○	1点		
		④ 在宅医療・介護連携	○		○	1点		
			① サービス・活動事業			○	○	1点

		エ 次の施策分野ごとにイの指標の達成状況を含む取組の成果を公表している	② 一般介護予防事業	○	○	1点
			③ 認知症総合支援	○	○	1点
			④ 在宅医療・介護連携	○	○	1点

4	保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果を関係者間で共有し、自立支援、重度化防止等に関する施策の遂行に活用しているか。 ※イ及びウに該当する場合はアに該当していることが望ましい	ア 年に1回以上、評価結果を庁内の関係者間で説明・共有する場がある	2025年度実施(予定を含む)の状況の評価	○	○	4点
		イ アの場には、庁内のみならず、外部の関係者が参画している		○	○	4点
		ウ アの場における意見を、施策の改善・見直し等に活用している		○	○	4点
		エ 市町村において全ての評価結果を公表している		○	○	4点

目標Ⅱ 公正・公平な給付を行う体制を構築する(配点100点)

36点

(i)体制・取組指標群(配点68点)

指 標		時点	回答欄	昨年度結果	得点
1	介護給付費の適正化に向けた方策を策定しているか。 ※ア→イ→ウ→エの順で該当していることが望ましい	2025年度実施(予定を含む)の状況の評価	○	○	8点
	ア 地域のサービス資源や給付費等の動向を把握し、他の地域とも比較・分析の上、介護給付費の適正化方策を策定している		×	×	0点
	イ 介護給付費の適正化方策に基づく取組の効果を検証するための評価指標を定めている		×	×	0点
	ウ イの指標に対する実績等を踏まえ、毎年度、取組の課題の分析、改善・見直し等を行っている		×	×	0点
エ イの指標の達成状況を含む取組の成果を公表している	×	×	0点		

2	介護給付費適正化事業を効果的に実施しているか。	2025年度実施(予定を含む)の状況の評価	○	○	6点	
	ア 3事業の全てを実施している		○	○	2点	
	イ 縦覧点検10帳票のうち、効果が高いと期待される4帳票をいくつ点検しているか		① 2帳票	○	○	2点
			② 3帳票	○	○	2点
			③ 4帳票	○	○	2点
	ウ ケアプラン点検の実施に当たって、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者に係るものも含めている		×	×	0点	
	エ 福祉用具の貸与後に、リハビリテーション専門職等が用具の適切な利用がなされているかどうかを点検する仕組みがある		○	×	8点	
オ 福祉用具購入費・住宅改修費の申請内容について、リハビリテーション専門職等がその妥当性を検討する仕組みがある	○	○	8点			

目標Ⅲ 介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する(配点100点)

40点

(i) 体制・取組指標群(配点64点)

指 標		時点	回答欄	昨年度結果	得点	
1	地域における介護人材の確保・定着のため、都道府県等と連携しつつ、必要な取組を実施しているか。 ※エに該当する場合はイ又はウのいずれかに該当していることが望ましい	ア 地域における介護人材の現状や課題を把握し、これを都道府県や関係団体と共有している	○	○	6点	
		イ 都道府県や関係団体の取組と協働した取組を行っている	×	×	0点	
		ウ 市町村としての独自事業を実施している	×	×	0点	
		エ イ又はウの取組の成果を公表している	×	×	0点	
		オ 地域における介護人材の将来的な必要数の推計を行い、これを公表している	×	×	0点	
2	地域におけるサービス提供体制の確保や、自立支援・重度化防止、介護人材確保に関する施策等の推進に当たって、庁内・庁外における関係者との連携体制が確保されているか。 ※ウからオまでのいずれかに該当する場合はア及びイに該当していることが望ましい	ア 介護・福祉関係部局や医療、住まい、就労関係部局など、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた庁内の連携を確保するための場又は規程がある	○	○	6点	
		イ 都道府県や事業者、関係団体、専門職等外部の関係者との連携を確保するための場がある	○	○	6点	
		ウ ア及びイの連携体制を、次の施策分野ごとの取組に活用している	① サービス・活動事業	○	○	2点
			② 一般介護予防事業	○	○	2点
			③ 認知症総合支援	○	○	2点
			④ 在宅医療・介護連携	○	○	2点
			⑤ 介護人材確保等	○	○	2点
		エ ア及びイによる連携体制を活用し、高齢者の住まいの確保と生活の一体的支援に関する取組を実施している	○	○	6点	
オ ア及びイによる連携体制を、重層的支援体制整備事業の実施や地域の誰もが参画できる場づくりなど、介護保険事業に留まらない地域づくりにも活用している	○	○	6点			

地域包括支援センターにおける職員配置について（案）

1 現状

地域包括支援センターに配置する専らその職務に従事する常勤の職員の員数については、第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師（その他これに準ずる者）1名、社会福祉士（その他これに準ずる者）1名、主任介護支援専門員（その他これに準ずる者）1名を原則配置する。（魚津市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例 第4条より）

2 6,000人を超える場合の職員配置についての回答（県が厚労省に確認）

「6,000人を超える場合の記述はない。自治体で適切に判断して対応してもらいたい。」

3 令和8年度の対応

○第1号被保険者数が6,000人を超える場合の職員配置について、新たに要綱を定めて基準を設ける。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置指針
おおむね 6,000 人以上 8,000 人未満	条例第4条第1項に規定する職種及び員数に加え、同項各号に掲げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員1人
おおむね 8,000 人以上 10,000 人未満	条例第4条第1項に規定する職種及び員数に加え、同項各号に掲げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員2人
おおむね 10,000 人以上 12,000 人未満	条例第4条第1項に規定する職種及び員数に加え、同項各号に掲げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員3人
おおむね 12,000 人以上 14,000 人未満	条例第4条第1項に規定する職種及び員数に加え、同項各号に掲げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員4人
おおむね 14,000 人以上 16,000 人未満	条例第4条第1項に規定する職種及び員数に加え、同項各号に掲げる者のうちから専らその職務に従事する常勤の職員5人

○令和8年度の、原則的な職員配置については以下のとおりとする。

<第1号被保険者数 12,000人以上14,000人未満を想定>

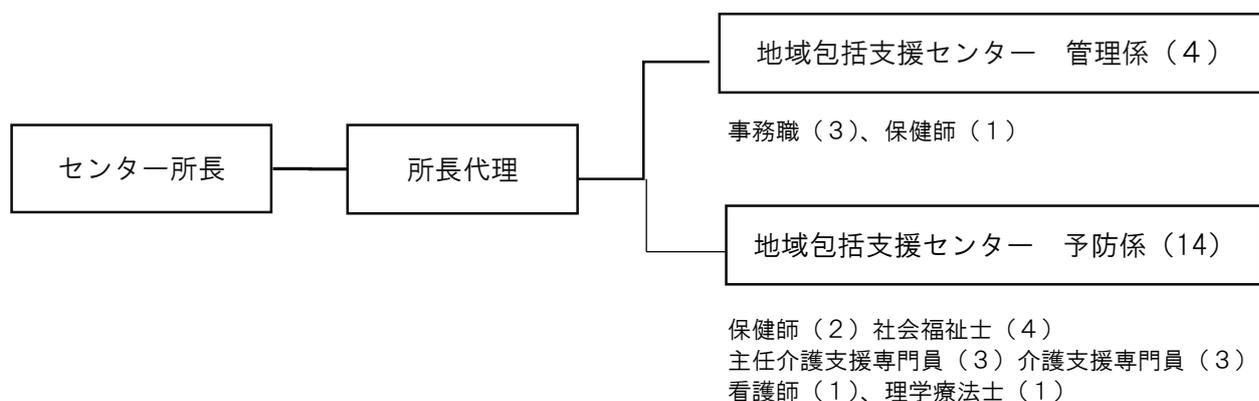
職種	原則分	加配分			<参考> R7年度
		例1	例2	例3	
保健師	1名	2名	1名	2名	3名
社会福祉士	1名	1名	2名	2名	3名
主任介護支援専門員	1名	1名	1名		3名
計	3名	4名			9名

*当市では、直営の地域包括支援センターを社会福祉課内に設置し、市が行う地域支援事業等とセンターが主に行う包括的支援事業を一体的に実施していることから、地域包括支援センター全体の人員配置は管理者を含めて20名としている。(R7)

<参考>

○令和7年度 地域包括支援センター人員配置

職種	人数 (R7)	備考
センター所長	1	民生部次長・社会福祉課長兼務
センター所長代理	1	社会福祉課長代理・福祉係長兼務
保健師	3	
主任介護支援専門員	3	(内1名は保健師有資格者)
介護支援専門員	3	
社会福祉士	4	
看護師、理学療法士	2	(短時間勤務：看護師 1名、理学療法士 1名)
事務職等	3	社会福祉課高齢福祉係兼務
計	20	



<参考>

○国の規則改正の概要

常勤換算法による員数換算

第1号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法による職員配置を可能とする。

<常勤換算法>

非常勤職員の勤務時間合計 ÷ 常勤職員の勤務時間 = 常勤換算人数

介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントについて

1 概要

要支援1, 2のケースの増加に伴い、地域包括支援センター（以降「センター」という。）における、ケアプラン作成に関する業務負担が増加したことから、当該業務の一部委託により対応してきました。

今回、令和6年度の介護保険制度の改正により、新たに指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受け、予防給付サービスについて”介護予防サービス計画”の作成が可能となったことを踏まえて、指定介護予防支援事業所の申請を促し、ケアプラン作成に関する対応の変更を図るもの。

2 サービス種別とケアプラン作成事業所との対応関係

新たに、指定介護予防事業所が予防給付サービスについて”介護予防サービス計画”を作成することができるようになりました。

ただし、総合事業のサービスのみを利用する方の”介護予防ケアマネジメント”は、引続きセンターが行います。

No	サービス種別		ケアプラン作成事業所
	予防給付	総合事業	
①	○		指定介護予防支援事業者
②	○	○	(地域包括支援センターを含む)
③		○	地域包括支援センター

*包括からケアプラン作成に係る一部委託については変更ありません。

*指定介護予防支援事業者と一部委託について

区分	指定介護予防支援事業者	ケアプラン作成の一部委託
介護報酬	472 単位 (4,720 円)	4,540 円
請求管理	事業者から直接請求	センターで管理
利用者との契約	利用者と契約	センターが契約

*令和8年度に報酬改定が予想されている。

3 指定介護予防支援事業者としての指定を受けるための人員等に関する基準

- ①居宅介護支援事業所の指定を受けていること
- ②管理者が主任介護支援専門員であること
- ③介護支援専門員が1名以上属すること

また、「介護保険法」及び関係法令、「魚津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」等に準拠する必要があります。

4 指定介護予防支援事業所とセンターとの関連について

<現在の状況（この利用方法は継続予定）>

- ・利用者がセンターと契約
- ・センターが**指定居宅介護支援事業所**と委託契約
- ・給付管理はセンターが対応（プラン料は委託料として支払い）

<新たに指定介護予防支援事業所が開設された場合>

ア. 新規利用者

A: 予防給付のサービス利用開始時に包括以外の指定介護予防支援事業所と契約する場合（例：介護予防訪問看護等）

- ①利用者が**指定介護予防支援事業所**と契約しサービス利用（給付管理を実施）（継続利用中に） 総合事業のみの利用（例：デイサービス等）となった。
- ②利用者がセンターと契約 → センターが指定居宅介護支援事業所と委託契約
*給付管理はセンターが対応（プラン料は委託料として支払い）

B: 総合事業（介護予防ケアマネジメント）のみの利用開始

（例：通所型支援等）

- ①利用者がセンターと契約 → センターが指定居宅介護支援事業所と委託契約
*給付管理はセンターが対応（プラン料は委託料として支払い）
（継続利用中に） 福祉用具の利用（介護予防支援）となった。
- ②利用者が**新たに開設された指定介護予防支援事業所**と契約することが可能

イ. 現在、委託しているケースで予防給付サービス利用者

- ①利用者がセンターと契約 → センターが指定居宅介護支援事業所と委託契約
*給付管理はセンターが対応（プラン料は委託料として支払い）
- ②利用者が新たに指定介護予防支援事業所と契約（給付管理の実施）

<メリット>

- ・利用者への説明が最小
- ・事業所の収入が増加（1件あたり 4,540円 → 472単位（4,720円））
- ・総合事業のみの利用になっても、既にセンターと契約しているため再契約は不要

<事業所の業務>

- （増）利用者との契約及び給付管理
- （減）詳細な文書の提出等は不要

5 具体的な対応について（案）

- ①「指定居宅介護支援事業者」に委託している”予防給付サービス”の利用者について「指定介護予防支援事業者」としての契約を進める。（4-イ）

<手順（指定介護予防支援事業所）>

- ・センターと指定介護予防支援事業者とで対応を共有する。
- ・利用者へ説明し「指定介護予防支援事業所」としての契約及び同意を得る。
- ・契約締結後にセンターへ連絡し、併せて市介護保険係へ「**介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書**」の提出
- ・届出後に給付管理を含めた対応を行う。
- ・継続利用中に総合事業のみとなった場合は、新たに「**介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書**」を提出する。
（既にセンターと契約していることから再契約は不要）

②従来の委託方法の継続

委託先事業所（R7）			
1	魚津老健ふれあい支援事業所	5	深川病院指定居宅介護支援事業所
2	魚津市在宅介護支援センター	6	ケアプランニング浦田
3	あんどの里居宅介護支援事業所	7	魚津市あいいろ居宅介護支援事業所
4	新川老健居宅介護支援事業所		

- ③新規認定者と指定介護予防支援事業者との契約を進める。（4 - ア）

* 詳細な対応は検討中

<参考資料 【資料 イ】 関連>

- 要支援1・2のケースのサービス利用者は年々増加傾向
- 要介護1～5のケースで居宅サービスの利用者は年々減少傾向

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
要支援1.2	4,441	4,563	4,908	4,899	5,146	5,504
要介護1～5	13,065	13,442	13,297	12,882	12,605	12,406

*介護保険事業状況報告（年報）より

- 指定介護予防支援事業者に対する一定の関与

市町村長は介護予防サービス計画の検証の実施にあたって必要があると認める時は、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況等の情報の提供を求めることができます。

2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの見直し（R7）

論点①-ii 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方の見直し

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 居宅介護支援事業所において介護予防ケアマネジメントの一部委託が一定進んでいる実態を踏まえ、地域包括支援センターのさらなる業務負担軽減や、居宅介護支援事業所における円滑なケアマネジメントを促進する観点から、利用者の属性を問わず、**介護予防ケアマネジメントについても居宅介護支援事業所が直接実施できる体制**を検討してはどうか。
- 介護予防ケアマネジメントについては、インテーク（初回面談）やフォローアップ（状況把握）をより効果的に行うことが可能となるよう、**アセスメントの結果にもとづくケアマネジメントプロセスの効率化**を図ってきていることを踏まえ、**介護予防支援のプロセス**についてはどのように考えるか。

魚津市地域包括支援センター事業計画（案）

令和8年度（抜粋）

R8年度に向けての変更点

1. 包括支援センターの職員体制について
2. 指定介護予防支援業務の市内居宅介護支援事業者による実施
3. 通所型サービスC（総合事業）の積極的实施

<参考>

本市では、直営の”地域包括支援センター（以下「センター」という）”を社会福祉課内に設置し、市が実施する地域支援事業等とセンターが主に実施する包括的支援事業を一体的に実施しています。

*地域包括支援センターの設置の目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである（法第115条の46第1項）

地域包括支援センターの設置運営について（老計発第1018001号）より

◆地域包括支援センターの設置状況

I 地域包括支援センターの名称等

名称：魚津市地域包括支援センター（所在地）魚津市釈迦堂一丁目10番1号
 （管轄区域）魚津市全域

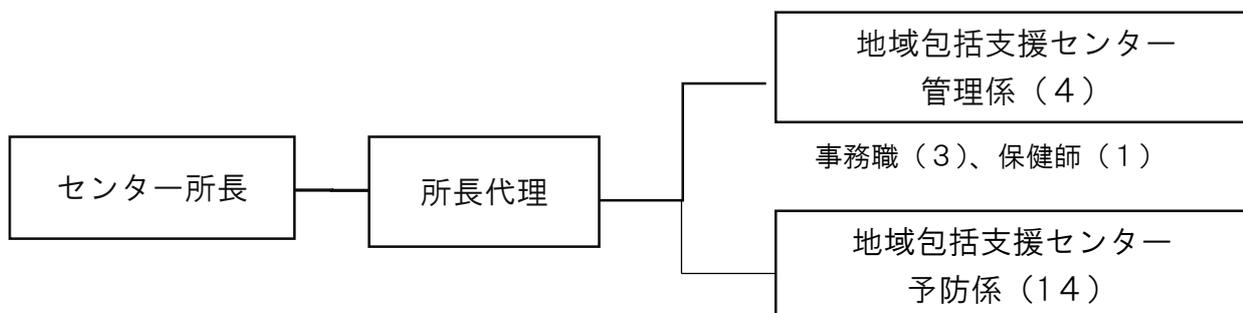
■令和8年度 魚津市地域包括支援センター職員体制（兼務、臨時職員含む）

職種	R7	R8		備考
		3職種	他	
センター所長	1		1	民生部次長・社会福祉課長兼務
センター所長代理	1		1	社会福祉課長代理・福祉係長兼務
保健師	3	3		
主任介護支援専門員	3	2		（内1名は保健師有資格者）
介護支援専門員	3		3	
社会福祉士	4	5		
看護師、理学療法士	2		2	（短時間勤務：看護師 1名、理学療法士 1名）
事務職等	3		3	社会福祉課高齢福祉係兼務
計	20	10	10	

*人員配置については以下のとおり

- ①包括的支援事業を実施する人員として、「(新) 第1号被保険者数 12,000以上～14,000未滿の人員配置基準」より、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員それぞれ1名に加えていずれかの職種を4名
- ②介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援事業の実施に、介護支援専門員3名
- ③地域支援事業を実施するための人員配置として、他専門職、事務職10名

■組織図（R8 魚津市地域包括支援センター）



1 地域支援事業

2 指定介護予防支援業務

センターに併設して、指定介護予防支援事業所（法第115条の22）を設置し、指定介護予防支援事業（予防給付の介護予防ケアマネジメント）を実施します。

また、これまで当該事業の一部について指定居宅介護支援事業所へ委託してきましたが、新たに、市内の居宅介護支援事業者において指定介護予防支援事業所としての予防給付のケアマネジメントに関する取り組みを促します。

3 その他の事業

◆総合事業

I サービス・活動事業

訪問型サービス、通所型サービスについて検討し、必要に応じて提供体制を整備します。特に”通所型サービスC”利用を積極的に進めることで、フレイル予防の強化を図ります。

・サービス・活動C

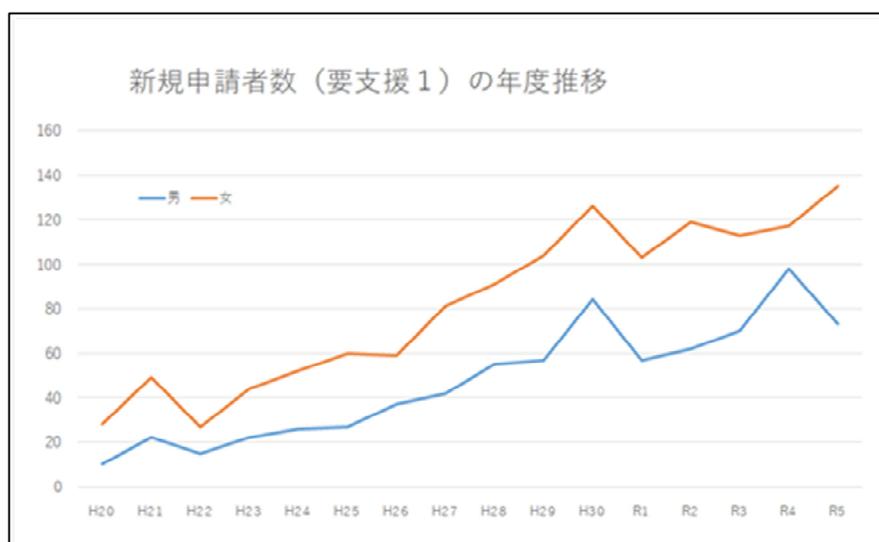
3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される**短期集中的な支援**

II 地域リハビリテーション活動支援事業（一般介護予防事業）

リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、介護予防の総合的な支援を行います。

<参考>

○新規の要支援1と判定されるケースが増加傾向にあり、介護予防（フレイル予防）の取組の強化が望まれます。



◆重層的支援体制整備事業

既存の高齢、障がい、子ども、生活困窮の相談支援などの取り組みを活かしつつ、住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ. 相談支援」、「Ⅱ. 参加支援」、「Ⅲ. 地域づくりに向けた支援」の3つを柱とし、これらを効果的・円滑に実施するため下記事業を一体的に行います。

《実施内容》

(1) 包括的相談支援事業

- ・従来の相談機能をベースとしつつも、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関との連携、つなぎを行い、複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につなぎます。

(2) 多機関協働事業

- ・重層的支援体制整備事業の中核を担い、全体調整を行います。
- ・相談事例の課題を整理し、支援関係機関の役割分担を行います。
- ・これまでの方法では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランを作成し、関係者間の連携を円滑に進めます。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。
- ・潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得て、本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して丁寧な働きかけを行います。

(4) 参加支援事業

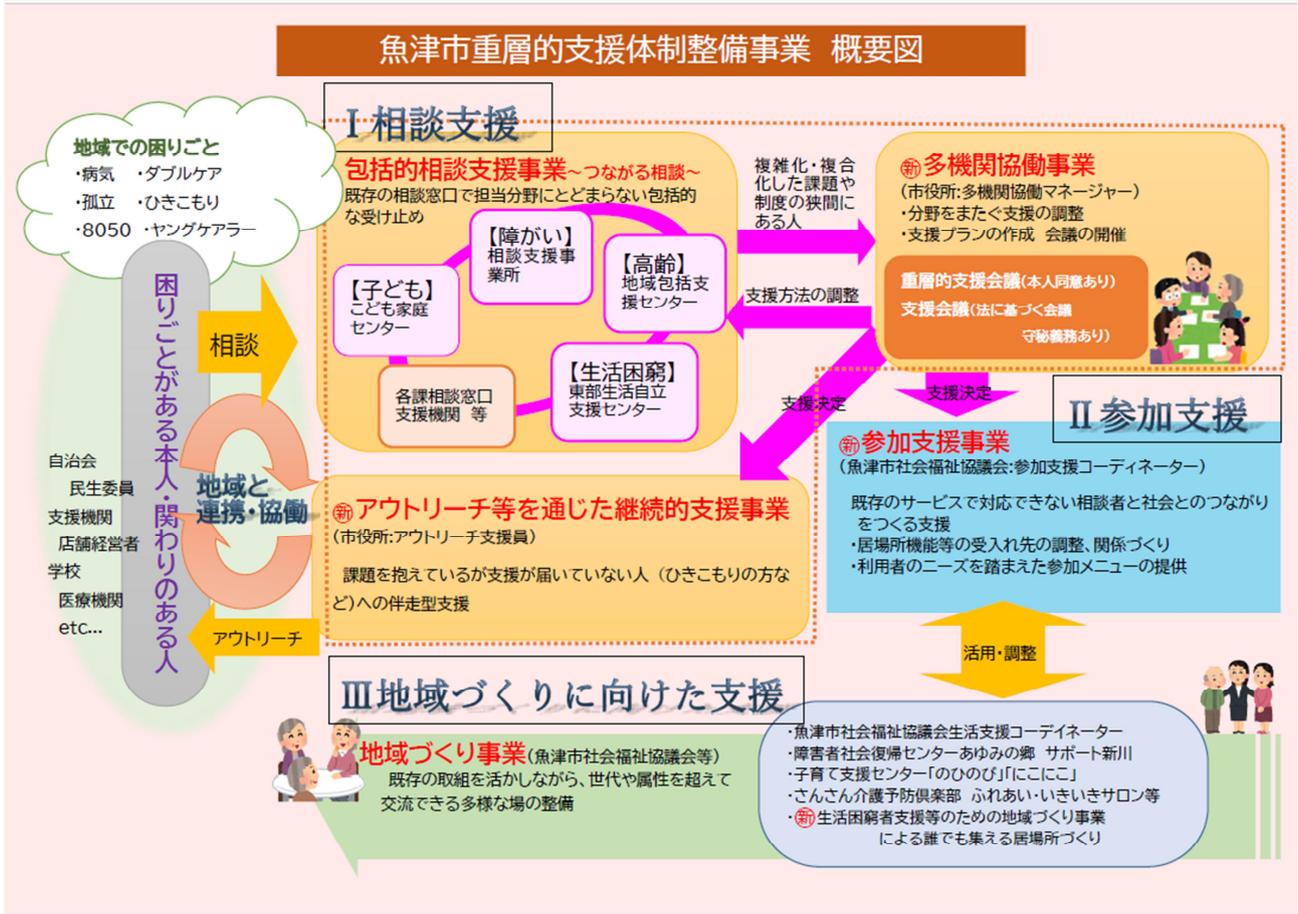
- ・既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯のニーズ、抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューをコーディネートし、マッチングを行います。また、マッチング後のフォローアップ等を行います。
- ・既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくります。

(5) 地域づくり事業

- ・地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために、個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

～魚津市重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画より抜粋～

<魚津市の重層的支援体制整備事業イメージ図>



令和7年12月

参考資料
令和7年12月3日
計画策定委員会資料



高齢者保健福祉計画及び
第10期魚津市介護保険事業計画
策定の流れ

魚津市

1. 計画策定に当たって

1 2040年を見据えた中長期的な視点

2025年には“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢者に、そして2040年には“団塊ジュニア世代”が65歳以上となり、国民の35.4%が高齢者となる見込みです。

今後、ますます高齢者の割合が増加し、それを支える現役世代の割合が減少していくため、介護環境の改善が急務となっています。

こうしたいわゆる「2040年問題」を見据えて、2040年のあるべき姿をイメージし、それに向けた体制整備と取組について検討・実施するという中長期的な視点を持って、介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定を進めます。



2 地域包括ケアシステムの更なる展開

国は、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。これは、保険者（市町村等）が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが求められています。

今後、地域包括ケアシステムは、高齢者の福祉を地域で充実させる機能であるとともに、障がい者や子どもなど、その他の福祉分野との連携も担い、複合的な家庭課題を対応していく体制へと展開していくこととなります。次期計画においては、地域福祉計画や他の個別計画と整合性を図りながら、具体的な方向性と取り組みを示した計画となるよう進めます。

1. 計画策定に当たって

3 国の動向や社会潮流、地域ニーズをとらえた計画づくり

多様化・複雑化する分野横断的な課題を総合的に支援する「重層的支援体制の整備」、超高齢化社会の到来を見据えた「認知症施策」、深刻化する社会的な孤独・孤立問題に対する総合的な対策を推進するための「孤独・孤立対策」、介護業務の負担軽減のための介護現場におけるICT導入やAI活用、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のためのSDGsの推進等、介護保険事業や高齢者福祉施策を取り巻く動向は、多角的に変化し続けています。

このような国の動向や指針、社会動向をいち早く的確にとらえて情報を共有させていただくほか、ニーズ調査等で住民意見を把握したり、計画策定においてこれらの視点を取り入れたりし、時代や地域の実情に合わせた計画づくりを進めます。



POINT!



令和5年6月、国の認知症基本法が成立し、令和6年1月に施行されました。認知症基本法第十一条に基づき、国は認知症施策推進基本計画を策定し、同法第十三条において、市町村計画の策定を努力義務としております。次期介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、「認知症施策推進計画」を包含することを予定していますが、計画策定の過程においては、他市町村がどのように施策を検討しているか等、貴市でのご検討の材料となるような情報提供をいたします。

2. 業務フロー

フェーズ1

基礎調査

STEP
01

アンケート調査の実施

- 日常生活圏域ニーズ調査
 - 在宅介護実態調査（分析、課題の把握）
 - 介護人材実態調査
- 調査票の設計→実施→入力→集計→分析→報告書作成

フェーズ2

計画策定

STEP
02

基礎的な地域データ及び資料の整理分析

- 各種統計データの整理・分析と課題の把握
- 上位・関連計画の確認
- 計画記載事項の検討

STEP
03

給付実績の集計・分析

- 介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績等の把握
- 各種データに基づく、地域の現状把握と整理（日常生活圏域別）
- 保険者機能強化推進交付金の評価指標等の支援、実績分析支援

STEP
04

施策・事業の実施状況の評価及び課題の整理

- 現行計画の達成状況評価
- 次期計画の施策の方向性を検討

STEP
05

計画目標量の設定

- 人口、被保険者数、要支援・要介護認定者数、介護保険サービス利用者数推計
- 介護給付費・予防給付費・標準給付費・地域支援事業費、市町村特別給付費等見込量、介護保険料基準額の算出

STEP 06

計画骨子案・素案の作成

中間とりまとめ

STEP 07

パブリックコメントの実施支援

STEP 08

概要版の作成

次期計画の策定完了

3. 業務スケジュール

遂行スケジュールは、以下を想定しています。

令和7年度業務

業務内容		令和7年度																
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
調査	情報収集																	
	日常生活圏域ニーズ調査	設計・印刷																
		配布・回収																
	在宅介護実態調査	設計																
		配布・回収																
	介護人材実態調査	設計・印刷																
		配布・回収																
	回収票の入力集計（ニーズ調査含む）																	
	クロス集計・分析																	
報告書の作成																		
会議の開催予定																		

速報値

令和8年度業務

業務内容		令和8年度															
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
調査	基礎的な地域データ及び資料の整理分析																
	現行計画の点検・評価																
	調査シートの設計																
	配付・回収																
	課題の整理・抽出																
	給付実績の集計・分析																
	データの収集																
	サービス見込量の算出																
	介護保険料の算定																
	確保方策の検討																
計画策定等	計画の策定																
	骨子案の作成・検討																
	素案の作成・検討																
	パブリック・コメント																
	計画案の作成・検討																
	印刷・納品																
会議の開催予定																	

魚津市 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査 【調査票】

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査対象者 様

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査のお願い

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃から魚津市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、魚津市では介護保険事業計画に基づいて介護保険・高齢者福祉サービス事業を行っており、令和9年度からの新たな3か年の事業を進めるにあたり、令和8年度に第10期介護保険事業計画の策定を行います。

つきましては、皆様の二一ズを把握するための調査を行い、計画策定に反映させてまいりますので、趣旨をご理解いただき、本調査にご協力くださいますようお願いいたします。



魚津市長 村椿 晃

調査票記入後は、同封の**返信用封筒**に入れて、

1月20日（火）までに投函してください。（切手はいりません）

【問い合わせ先】

魚津市 社会福祉課 高齢福祉係

電話 0765-23-1007（直通）

※右にある番号は、市役所の中でのみ、
介護保険の認定・利用状況とデータを
連結させるためのものです。

記入に際してのお願い

1. この調査の対象者は、令和7年11月30日現在、65歳以上の介護認定を受けていない方、又は要支援1～要支援2の認定を受けている方です。
2. ご回答にあたっては、ご本人についてお答えいただきますが、ご家族の方がご本人の代わりに回答されたり、ご一緒に回答いただいてもかまいません。
3. ご回答にあたっては、質問をよくお読みいただき、該当する番号を○で囲んでください。質問に「いくつでも」と書かれているものについては、あてはまる番号をすべてお選びください。数字を記入する欄は右詰め（例、

	6	2
--	---	---

 kg ）でご記入ください。
4. この調査で使う用語の意味は、以下のとおりです。
介護 … 介護保険のサービスを受けている場合のほか、要介護認定を受けていない場合でも、常時ご家族などの援助を受けている状態
介助 … ご自分の意思により、一時的に他人に援助を頼んでいる状態
5. この調査についてのお問い合わせは、表紙の問い合わせ先までお願いいたします。
6. 調査票記入後は、同封の返信用封筒に入れてお送りください。

個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護及び活用目的は以下のとおりですので、ご確認ください。
なお、調査票のご返送をもちまして、下記にご同意いただいたものとさせていただきます。

【個人情報の保護及び活用目的について】

- この調査は、魚津市の効果的な介護予防施策の立案と効果評価、及び今後の介護や在宅医療に関する施策検討のために行うものです。
- 本調査で得られた情報につきましては、魚津市による介護保険事業計画策定の目的に利用します。また、介護保険事業計画策定時に本調査で得られたデータを活用するにあたり、厚生労働省の管理する市外のデータベース内に情報を登録し、必要に応じて集計・分析することがあります。
- なお、当該情報については、当市において適切に管理いたします。

(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか

1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない

(5) 転倒に対する不安は大きいですか

1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない

(6) 週に1回以上は外出していますか

1. ほとんど外出しない 2. 週1回 3. 週2～4回 4. 週5回以上

(7) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか

1. とても減っている 2. 減っている
3. あまり減っていない 4. 減っていない

(8) 外出を控えていますか

1. はい 2. いいえ

【(8)で「1. はい」(外出を控えている)と選択した方のみ】

①外出を控えている理由は、次のどれですか(いくつでも)

1. 病気 2. 障害(脳卒中の後遺症など)
3. 足腰などの痛み 4. トイレの心配(失禁など)
5. 耳の障害(聞こえの問題など) 6. 目の障害
7. 外での楽しみがない 8. 経済的に出られない
9. 交通手段がない 10. その他()

(3) 今日が何月何日かわからない時がありますか

1. はい

2. いいえ

(4) バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）

1. できるし、している

2. できるけどしていない

3. できない

(5) 自分で食品・日用品の買い物をしていますか

1. できるし、している

2. できるけどしていない

3. できない

(6) 自分で食事の用意をしていますか

1. できるし、している

2. できるけどしていない

3. できない

(7) 自分で請求書の支払いをしていますか

1. できるし、している

2. できるけどしていない

3. できない

(8) 自分で預貯金の出し入れをしていますか

1. できるし、している

2. できるけどしていない

3. できない

(9) 年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか

1. はい

2. いいえ

(10) 新聞を読んでいますか

1. はい

2. いいえ

(11) 本や雑誌を読んでいますか

1. はい

2. いいえ

(12) 健康についての記事や番組に関心がありますか

1. はい

2. いいえ

(5) お酒は飲みますか

1. ほぼ毎日飲む 2. 時々飲む 3. ほとんど飲まない
4. もともと飲まない

(6) タバコは吸っていますか

1. ほぼ毎日吸っている 2. 時々吸っている 3. 吸っていたがやめた
4. もともと吸っていない

(7) 現在治療中、又は後遺症のある病気はありますか (いくつでも)

1. ない 2. 高血圧 3. のうそっちゅう 脳卒中 (のうしゅつけつ・のうこうそくなど 脳出血・脳梗塞等)
4. 心臓病 5. とうによびょう 糖尿病 6. こうしけっしょう 高脂血症 (しじつじょう 脂質異常)
7. 呼吸器の病気 (肺炎や気管支炎等) 8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気
9. じんぞう 腎臓・ぜんりつせん 前立腺の病気 10. きんこっかく 筋骨格の病気 (こつそ 骨粗しょう症、しょう 関節症等)
11. がいしょう 外傷 (てんとう 転倒・こっせつなど 骨折等) 12. がん (悪性新生物) 13. めんえき 血液・免疫の病気
14. うつ病 15. にんちしょう 認知症 (アルツハイマー病等) 16. パーキンソン病
17. 目の病気 18. 耳の病気 19. その他 ()

(8) 健康づくりや介護予防について知りたい情報はどのようなものですか
(いくつでも)

1. 日常生活でできる運動・体操の方法 2. 食生活・栄養の工夫
3. 地域で利用できる健康・介護予防サービスの情報 4. 認知症予防に関する取組
5. 健康診断や医療機関の利用に関する情報 6. ボランティアや社会参加の場に関する情報
7. その他 () 8. 特にない

問 13

名称や制度の認知について

(1) 次の名称や用語を知っていますか
 ※① - ⑧それぞれに○を1つつけてください

	1. 内容を知っている	2. 聞いたことはあるが、内容は知らない	3. 知らない
① 健康寿命	1	2	3
② フレイル	1	2	3
③ オーラルフレイル	1	2	3
④ 低栄養	1	2	3
⑤ 認知症サポーター	1	2	3
⑥ 成年後見制度	1	2	3
⑦ 人生会議 (ACP)	1	2	3
⑧ 地域包括支援センター	1	2	3

(2) 成年後見制度の相談窓口がどこにあるか知っていますか

1. はい

2. いいえ

最後に以下について記入してください。

記 入 日	令和 年 月 日
調査票を記入されたのはどなたですか。番号に○をつけてください。 1. あて名のご本人が記入 2. ご家族が記入 (あて名のご本人からみた続柄 _____) 3. その他	



用語解説

健康寿命	平均寿命から寝たきりや認知症等の介護状態の期間を差し引いた期間。 本市は、男性 79.70 歳、女性 83.56 歳（令和 4 年）である。
フレイル	加齢に伴い、筋力や認知機能などの心身機能が低下した状態。健康と要介護の間の状態であるが、早期に発見し、適切な対策をとることで健常な状態に改善できる可能性がある。
オーラルフレイル	オーラル（口腔）のフレイル（虚弱）という意味の造語。口の機能の健常な状態と口の機能低下との間にある状態。
低栄養	食欲の低下や、嚥む力が弱くなるなどの口腔機能の低下によって食べにくくなるといった理由から、徐々に食事量が減り、身体を動かすために必要なエネルギーや、筋肉、皮膚、内臓など体をつくるたんぱく質などの栄養が不足している状態。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人。市では、養成講座を随時開催している。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない方のために、本人の権利を守る支援者を選び、必要な契約を結んだり財産を管理したりして、本人を法的に支援する制度。家庭裁判所、市役所（地域包括支援センター）、社会福祉協議会などで相談ができる。
人生会議（ACP）	もしものときのために、自分が望む医療や過ごし方について前もって考え、家族や医療等のスタッフと繰り返し話し合い、共有すること。アドバンス・ケア・プランニング（ACP）とも呼ばれている。
地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等が高齢者の健康・医療・福祉などの相談や調整を行う機関。市役所社会福祉課内に設置されている。

■■■以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました■■■

在宅介護実態調査 調査票

この調査は、令和9年度からの魚津市第10期介護保険事業計画を策定する際の基礎的資料とするために、介護サービス利用者のみなさんのご意見をいただくものです。今回ご回答いただいた内容は、認定調査に係る要介護認定データと組み合わせて計画策定のための統計資料として使用し、目的以外への使用はいたしません。

私は、「在宅介護実態調査」に係る要介護認定データ（認定調査、介護認定審査会のデータ）の利用等について、上記の事項を確認のうえ、同意します。

令和 年 月 日

ご署名（被保険者） _____

（ 代理者氏名 _____ 本人との続柄 _____ ）

被保険者番号[_____]

【A票の聞き取りを行った相手の方は、どなたですか】（複数選択可）

1. 調査対象者本人
2. 主な介護者となっている家族・親族
3. 主な介護者以外の家族・親族
4. 調査対象者のケアマネジャー
5. その他

A票 認定調査員が、概況調査等と並行して記載する項目

問1 世帯類型について、ご回答ください(1つを選択)

1. 単身世帯
2. 夫婦のみ世帯
3. その他

問2 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)(1つを選択)

1. ない
2. 家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない
3. 週に1～2日ある
4. 週に3～4日ある
5. ほぼ毎日ある

問8へ

問3～問13へ

問3 主な介護者の方は、どなたですか(1つを選択)

- | | | |
|--------|----------|----------|
| 1. 配偶者 | 2. 子 | 3. 子の配偶者 |
| 4. 孫 | 5. 兄弟・姉妹 | 6. その他 |

問4 主な介護者の方の性別について、ご回答ください(1つを選択)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問5 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください(1つを選択)

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20代 | 3. 30代 |
| 4. 40代 | 5. 50代 | 6. 60代 |
| 7. 70代 | 8. 80歳以上 | 9. わからない |

問6 現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください(複数選択可)

〔身体介護〕

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1. 日中の排泄 | 2. 夜間の排泄 |
| 3. 食事の介助(食べる時) | 4. 入浴・洗身 |
| 5. 身だしなみ(洗顔・歯磨き等) | 6. 衣服の着脱 |
| 7. 屋内の移乗・移動 | 8. 外出の付き添い、送迎等 |
| 9. 服薬 | 10. 認知症状への対応 |
| 11. 医療面での対応(経管栄養、ストーマ 等) | |

〔生活援助〕

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 12. 食事の準備(調理等) | 13. その他の家事(掃除、洗濯、買い物 等) |
| 14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き | |

〔その他〕

- | | |
|---------|-----------|
| 15. その他 | 16. わからない |
|---------|-----------|

問7 ご家族やご親族の中で、ご本人(認定調査対象者)の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか(現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません)(複数選択可)

※ 自営業や農林水産業のお仕事を辞めた方を含みます。

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 1. 主な介護者が仕事を辞めた(転職除く) | 2. 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く) |
| 3. 主な介護者が転職した | 4. 主な介護者以外の家族・親族が転職した |
| 5. 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない | 6. わからない |

ここから再び、全員に調査してください。

問8 現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、ご回答ください(複数選択可)

※ 総合事業に基づく支援・サービスは、「介護保険サービス」に含めます。

- | | | |
|-----------------------|------------|-------------------|
| 1. 配食 | 2. 調理 | 3. 掃除・洗濯 |
| 4. 買い物(宅配は含まない) | 5. ゴミ出し | 6. 外出同行(通院、買い物など) |
| 7. 移送サービス(介護・福祉タクシー等) | 8. 見守り、声かけ | 9. サロンなどの定期的な通いの場 |
| 10. その他 | 11.利用していない | |

問9 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について、ご回答ください(複数選択可)

※ 介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスともに含みます。

- | | | |
|-----------------------|------------|-------------------|
| 1. 配食 | 2. 調理 | 3. 掃除・洗濯 |
| 4. 買い物(宅配は含まない) | 5. ゴミ出し | 6. 外出同行(通院、買い物など) |
| 7. 移送サービス(介護・福祉タクシー等) | 8. 見守り、声かけ | 9. サロンなどの定期的な通いの場 |
| 10. その他 | 11.特になし | |

問10 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください(1つを選択)

※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、特定施設(有料老人ホーム等)、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 入所・入居は検討していない | 2. 入所・入居を検討している |
| 3. すでに入所・入居申し込みをしている | |

問11 ご本人(認定調査対象者)が、現在抱えている傷病について、ご回答ください(複数選択可)

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 1. 脳血管疾患(脳卒中) | 2. 心疾患(心臓病) |
| 3. 悪性新生物(がん) | 4. 呼吸器疾患 |
| 5. 腎疾患(透析) | 6. 筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等) |
| 7. 膠原病(関節リウマチ含む) | 8. 変形性関節疾患 |
| 9. 認知症 | 10. パーキンソン病 |
| 11. 難病(パーキンソン病を除く) | 12. 糖尿病 |
| 13. 眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの) | 14. その他 |
| 15. なし | 16. わからない |

※主な介護者様、もしくはご本人様にご回答・ご記入(調査票の該当する番号に○)をお願い致します。

問1 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください(1つを選択)

※「パートタイム」とは、「1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い方」が該当します。いわゆる「アルバイト」、「嘱託」、「契約社員」等の方を含みます。自営業・フリーランス等の場合も、就労時間・日数等から「フルタイム」・「パートタイム」のいずれかを選択してください。

- | | | |
|-----------------------|---|--------|
| 1. フルタイムで働いている | } | 問2～問5へ |
| 2. パートタイムで働いている | | |
| 3. 働いていない | } | 問5へ |
| 4. 主な介護者に確認しないと、わからない | | |

問2 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか(複数選択可)

1. 特に行っていない
2. 介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている
3. 介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている
4. 介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている
5. 介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている
6. 主な介護者に確認しないと、わからない

問3 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか(3つまで選択可)

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 1. 自営業・フリーランス等のため、勤め先はない | 2. 介護休業・介護休暇等の制度の充実 |
| 3. 制度を利用しやすい職場づくり | 4. 労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など) |
| 5. 働く場所の多様化(在宅勤務・テレワークなど) | 6. 仕事と介護の両立に関する情報の提供 |
| 7. 介護に関する相談窓口・相談担当者の設置 | 8. 介護をしている従業員への経済的な支援 |
| 9. その他 | 10. 特にない |
| 11. 主な介護者に確認しないと、わからない | |

問4 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか(1つを選択)

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 問題なく、続けていける | 2. 問題はあるが、何とか続けていける |
| 3. 続けていくのは、やや難しい | 4. 続けていくのは、かなり難しい |
| 5. 主な介護者に確認しないと、わからない | |

問5 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください
(現状で行っているか否かは問いません)(3つまで選択可)

〔身体介護〕

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1. 日中の排泄 | 2. 夜間の排泄 |
| 3. 食事の介助(食べる時) | 4. 入浴・洗身 |
| 5. 身だしなみ(洗顔・歯磨き等) | 6. 衣服の着脱 |
| 7. 屋内の移乗・移動 | 8. 外出の付き添い、送迎等 |
| 9. 服薬 | 10. 認知症状への対応 |
| 11. 医療面での対応(経管栄養、ストーマ 等) | |

〔生活援助〕

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 12. 食事の準備(調理等) | 13. その他の家事(掃除、洗濯、買い物 等) |
| 14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き | |

〔その他〕

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 15. その他 | 16. 不安に感じていることは、特にない |
| 17. 主な介護者に確認しないと、わからない | |

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。